

平成26年10月23日

各位

東京都環境局

環境改善部長 木村 尊彦



改正フロン法に係る第一種特定製品の管理者に対する取組等の
実施及び周知について（依頼）

日頃から、東京都の環境行政にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

平成27年4月から「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）」が施行されることに伴い、フロン類を冷媒として使用している業務用の空調冷凍機器の管理者に対し、当該機器の定期点検等が下記のとおり義務付けられることとなりました。

これらの取組について、貴団体でも実施していただくとともに、貴団体所属の会員様にも取組を実施していただきますよう、会員誌への掲載など周知等のご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 義務の対象者

業務用空調機器（エアコン）、業務用冷凍冷蔵機器を所有（管理）する方

（第一種特定製品（①や②を所有している者は、第一種特定製品の管理者となります。）。

- ① 業務用エアコンディショナー（空調機器）
- ② 業務用冷凍庫・冷蔵庫（冷凍・冷蔵機器）

2 第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置（義務の内容）

- ・ 定期点検、簡易定期点検
- ・ 点検結果の記録・保存
- ・ フロン類の漏えいがあった場合には、算定漏えい量を事業所管大臣に報告

3 取組の開始時期

平成27年4月から

（算定漏えい量の報告は、27年度の結果を28年度に報告する。）

4 その他

- (1) 別添ちらし「改正フロン法に関するお知らせ」に詳細をご案内していますので、参考にしてください。また、東京都環境局ホームページでも本件をご案内するとともに、別添のちらしをダウンロードすることもできます。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/index.html>

なお、国において現在検討中の事項もあるため、詳細が判明次第、ホームページでご案内してまいります。

- (2) 説明のご要望があれば、貴団体に説明に伺わせていただきますので、ご連絡ください。
- (3) 今回のフロン法の施行により、都道府県知事は第一種特定製品の管理者に対する指導・助言、立入調査等が実施できることとなりました。
- (4) フロン類を使用していない業務用冷凍冷蔵機器など（いわゆるノンフロン機器）は、今回の定期点検等の義務が発生しません。
- (5) 当該機器の導入や買い替えをご検討の際は、より環境影響の少ない機器（地球温暖化係数の低いフロン類を使用した機器）やノンフロン機器（自然冷媒を使用した機器）もご検討ください。

【お問い合わせ先】

東京都環境局環境改善部

環境保安課フロン対策担当

電話 03-5388-3471（直通）